

# 毒物劇物販売業の手引

## 【目次】

1	登録申請、届出	
(1)	毒物劇物販売業の登録申請	2
(2)	毒物劇物販売業の登録更新申請	2
(3)	毒物劇物販売業の変更届	2
(4)	毒物劇物販売業の廃止届	3
(5)	毒物劇物取扱責任者の設置届	3
(6)	毒物劇物取扱責任者の変更届	3
2	毒物劇物の販売について	
(1)	譲渡手続	4
(2)	交付の制限	4
(3)	情報提供	5
3	毒物劇物の取扱いについて	
(1)	表示	5
(2)	貯蔵設備	6
(3)	陳列設備	6
(4)	運搬用具	6
(5)	毒物劇物の廃棄	6
(6)	事故の際の措置	6
(7)	盗難・紛失の際の措置	6

平成27年4月

北九州市保健所

## 1 登録申請、届出

### (1) 毒物劇物販売業の登録申請

毒物劇物の販売又は授与を開始しようとする場合は、**概ね1カ月前までには**毒物劇物販売業の登録申請を行ってください。

毒物劇物の販売業には、次の種類があります。

一般販売業	全ての毒物・劇物を販売又は授与することができます。
農業用品目販売業	農業用品目のみ販売又は授与することができます。
特定品目販売業	特定品目のみ販売又は授与することができます。

#### 【提出書類】

- |   |
|---|
| <p>① 毒物劇物販売業登録申請書</p> <p>② 店舗平面図（※現物を取り扱わない場合は不要）<br/>※寸法及び毒物劇物貯蔵設備の位置を明記してください。</p> <p>③ 毒物劇物貯蔵設備の概要（※現物を取り扱わない場合は不要）<br/>※立体図に寸法（縦、横、高さ）、かぎの位置及び「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示の位置を記入してください。</p> <p>④ 法人の場合は登記事項証明書（最新のもの）</p> <p>※ 現物を取り扱う場合は、（5）の「毒物劇物取扱責任者の設置届」も必要です。</p> |
|---|

【手数料】 14,700円

### (2) 毒物劇物販売業の登録更新申請

毒物劇物の販売業の登録は、6年ごとに更新しなければその効力を失います。  
引き続き販売又は授与する場合は、有効期間終了日の1ヶ月前までに更新手続きをしてください。

#### 【提出書類】

- |   |
|---|
| <p>① 毒物劇物販売業登録更新申請書</p> <p>② 毒物劇物販売業登録票</p> |
|---|

【手数料】 6,400円

### (3) 毒物劇物販売業の変更届

下記①～③の事項を変更した場合は、変更後30日以内の届出が必要です。

- ① 氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）
- ② 毒物劇物の貯蔵等に係わる設備
- ③ 店舗の名称

#### 【提出書類】

- |   |
|---|
| <p>① 変更届</p> <p>② 氏名の変更の場合は事実を証明できる書類</p> |
|---|

- ・ 戸籍謄（抄）本等（個人開設の場合）
  - ・ 履歴事項全部証明書（法人開設の場合）
- ③ 設備の変更の場合：変更後の設備概要及び図面

(4) 毒物劇物販売業の廃止届

当該店舗における営業を廃止した場合は、廃止後30日以内の届出が必要です。

【提出書類】

- ① 廃止届
- ② 毒物劇物販売業登録票

(5) 毒物劇物取扱責任者の設置届

毒物劇物を販売又は授与する場合は、事業場ごとに専任の毒物劇物取扱責任者を置かななくてはなりません（※毒物劇物を直接取り扱わない場合（伝票販売等）は不要）。

設置後 30 日以内の届出が必要です。

【資格】

次のいずれかに該当する者でなければ、毒物劇物取扱責任者となることができません。

- ・ 薬剤師
- ・ 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- ・ 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

【提出書類】

- ① 毒物劇物取扱責任者設置届
- ② 資格を証する書類
  - ・ 薬剤師 : 免許証
  - ・ 応用科学の学課修了者 : 卒業証明書、成績証明書等
  - ・ 毒物劇物取扱責任者試験合格者 : 合格証
- ③ 医師の診断書（3ヶ月以内のもの）  
 （毒物及び劇物取締法第8条第2項第2号及び第3項に該当しないことを証するもの）
- ④ 宣誓書  
 （毒物及び劇物取締法第8条第2項第4号に該当しないことを証するもの）
- ⑤ 雇用契約書の写し又は在籍証明書（法人の役員の場合）

(6) 毒物劇物取扱責任者の変更届

毒物劇物取扱責任者を変更後、30日以内の届出が必要です。

【提出書類】

- ① 毒物劇物取扱責任者変更届
- ※その他の添付資料については、設置届出時と同様です。

## 2 毒物劇物の販売について

### (1) 譲渡手続

※毒物劇物を直接には取り扱わない場合（伝票販売等）も、譲渡手続は必要です。

#### ① 毒物劇物営業者（販売業者等）に販売又は授与する場合

毒物劇物販売業者は、毒物劇物を毒物劇物営業者に販売又は授与したときは、下記事項を書面（譲受書）に記載し、5年間保存しなければなりません。

- ・ 毒物劇物の名称及び数量
- ・ 販売又は授与の年月日
- ・ 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

#### ② 毒物劇物営業者以外（一般ユーザー）に販売又は授与する場合

毒物劇物販売業者は、譲受人から上記事項を記載、押印した書面（譲受書）の提供を受けなければ、毒物劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売又は授与してはいけません。また、譲受書は5年間保存しなければなりません。

### (2) 交付の制限

#### ① 次のいずれかに該当する者には交付してはいけません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 心身の障害により、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者
- ・ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤の中毒者

※相手の言動に不審がある場合は販売せず、速やかに警察に連絡してください。

#### ② 引火性、発火性又は爆発性のある下記の劇物については、運転免許証等で相手の氏名及び住所を確認した後でなければ交付してはいけません。

- ・ 亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤（亜塩素酸ナトリウム30%以上を含有するものに限る）
- ・ 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（塩素酸塩類35%以上を含有するものに限る）
- ・ ナトリウム
- ・ ピクリン酸

なお、交付する場合は帳簿を備え、次の事項を記載し、5年間保存しなければなりません。

- ・ 交付した劇物の名称
- ・ 交付の年月日
- ・ 交付を受けた者の氏名及び住所

### (3) 情報提供

毒物劇物を販売又は授与するときは、譲受人に対し、毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければなりません。（ただし、すでに情報提供している等の場合には、情報提供は不要です。）

#### ① 情報の提供方法

- 文書（SDS（安全データシート）等）
- ファックス
- その他（磁気ディスク等）

#### ② 情報の内容

- 毒物劇物販売業者の氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 毒物又は劇物の別
- 名称、成分及びその含有量
- 応急措置
- 火災時の措置
- 漏出時の措置
- 取扱い及び保管上の注意
- 暴露の防止及び保護のための措置
- 物理的及び化学的性質
- 安定性及び反応性
- 毒性に関する情報
- 廃棄上の注意
- 輸送上の注意

## 3 毒物劇物の取扱いについて

### (1) 表示

#### ① 容器の表示

毒物劇物の容器には、下記事項の表示が必要です。

※毒物劇物の種類によっては、下記事項の他、追加で表示しなければならない事項があります。

- 毒物については、赤地に白色をもって「医薬用外毒物」の文字  
劇物については、白地に赤色をもって「医薬用外劇物」の文字
- 毒物劇物の名称
- 毒物劇物の成分及びその含量

#### ② 貯蔵、陳列設備の表示

毒物劇物を貯蔵、陳列する場所には、毒物については「医薬用外毒物」、劇物については「医薬用外劇物」と表示してください。

## (2) 貯蔵設備

毒物劇物の貯蔵設備は、次の条件を満たすことが必要です。

- ① 毒物劇物を貯蔵する場所に、「かぎ」をかける設備があること。
- ② 毒物劇物を貯蔵する場所が性質上「かぎ」をかけることができないものであるときは、その周囲に堅固な「さく」が設けてあること。
- ③ 毒物劇物を貯蔵する場所は、その他の物と明確に区分された毒物劇物専用のものとする。
- ④ 毒物劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

また、毒物劇物が施設外に飛散、流出しないように、タンクの周りに防液堤を設置する等必要な措置を講じること。

- ⑤ 貯水池その他容器を用いないで毒物劇物を貯蔵する設備は、毒物劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。
- ⑥ 盗難防止のため、敷地境界線から離れた場所に設置すること。

## (3) 陳列設備

毒物劇物の陳列設備は、次の条件を満たすことが必要です。

- ① 毒物劇物を陳列する場所に、「かぎ」をかける設備があること。
- ② 毒物劇物を陳列する場所は、その他の物と明確に区分された毒物劇物専用のものとする。

## (4) 運搬用具

毒物劇物の運搬用具は、毒物劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであることが必要です。

## (5) 毒物劇物の廃棄

- ① 毒物劇物の廃棄は、政令で定める技術上の基準に従い、適切に行ってください。  
(中和、加水分解、酸化、還元、稀釈等)
- ② 事業所で処理できないものは、産業廃棄物処理業者に委託してください。

## (6) 事故の際の措置

- ① 毒物劇物等が飛散、漏れ、流出等の事故が発生した場合には、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出なければなりません。
- ② 保健衛生上の危害を防止するために、必要な応急の措置を講じてください。  
(※日頃から、事故時の対処方法等が記載されている安全データシート (SDS) を収集・整理しておくことが重要です。)

## (7) 盗難・紛失の際の措置

毒物劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに警察署に届け出なければなりません。(※日頃から、毒物劇物の在庫量を把握しておいてください。)